

グループホームひまわり

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所

運 営 規 程

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シルバーケアサービスが開設する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームひまわり」（以下「グループホーム」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、グループホームの介護職員およびその他の職員（以下「介護職員等」という。）が、要介護状態であって認知症の状態にある者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この規程にて同じ。）に対し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえ、妥当に行わなければならない。
- 2 事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 グループホームの管理者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、介護職員等と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対し、内容等について説明するものとする。
 - 4 介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は心身を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりである。

- 一 名称 グループホームひまわり
- 二 所在地 愛媛県今治市八町西4丁目1番14号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 グループホームに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 2名（常勤）

管理者は、従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。

三 介護職員 10名以上（常勤1名以上）

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第5条 グループホームの入居定員は、以下のとおり18名とし、これを超える利用者を受け入れてはならない。

一 共同生活住居① 9名

二 共同生活住居② 9名

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

一 共同生活住居及び食事の提供

二 介護計画の作成及び実施

三 食事、入浴及び排泄等日常生活の世話

四 利用者の趣味、嗜好に応じた活動の支援

五 利用者の病状の急変及び夜間における緊急時の対応

六 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行

七 利用者が退去の際に必要な指導と援助

八 その他、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業として適当と思われるサービスの提供

（利用料）

第7条 事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を、利用者から徴収するものとする。

一 食材料費 一食につき

朝食300円 昼食500円 夕食500円

二 理美容代 実費

三 おむつ代 実費

四 水道光熱費 13,000円/月

五 家賃 30,000円/月

六 保守管理費 7,000円/月

七 その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（実費）

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（入居に当たっての留意事項）

第8条 事業は、要介護者であって、認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2 グループホームは、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。

3 入居に際しては、利用者又はその家族とグループホームとの間で入居契約をむすぶものとし、契約の際には原則として利用者本人、グループホーム管理者が同席し、契約書に署名・捺印の上、各々が保管する。

4 グループホームは、利用者が入院治療を要する等の理由により、当該グループホーム内で必要なサービスを提供できないと判断した場合は、速やかに他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を講じる。

5 グループホームは利用者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

6 グループホームは、利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な適切な指導及び援助を行う。

7 グループホームは、利用者の入居に際しては入居の年月日及び入居する共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

8 グループホームは、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者への設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

9 グループホームは、損害賠償責任保険に加入し、利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（非常災害対策）

第9条 グループホームの事業者である㈱シルバーケアサービスは、当規程と別途に防災規定を定め、火災、地震等の災害から利用者を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図る。

(短期利用共同生活介護)

- 第10条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
 - 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
 - 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
 - 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
 - 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第11条 グループホームは、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また事業体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 本事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社シルバーケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- この規定は、平成14年9月1日から施行する。
- この規定は、平成14年10月1日から施行する。
- この規定は、平成15年2月1日から施行する。
- この規定は、平成17年9月1日から施行する。
- この規定は、平成17年11月21日から施行する。

この規定は、平成18年3月21日から施行する。

この規定は、平成20年7月1日から施行する。

この規定は、平成21年8月1日から施行する。

この規定は、平成26年2月1日から施行する。

この規定は、平成26年10月1日から施行する。

この規定は、平成26年12月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。